大矢船ファイターズ ホームページ運用規則

この規則は大矢船ファイターズ(以下『ファイターズ』という)のウエブページ(以下単に『ホームページ』という)の運用についての規則をまとめたものである。

第1条 ホームページの目的

1. 下記の各号の目的のために、ホームページを運用する。

ファイターズの広報

練習日程、試合日程および結果などの掲載

役員会(ファイターズの意志決定機関として、ファイターズの役員・代表・顧問・監督・コーチが出席する会をいい、『役員会』を構成する者を当規則では単に『役員等』という。)の相互の連絡

役員等から、選手および選手の保護者(以下『部員』という)への必要事項の連絡 前号までのほかに役員会が必要と認める事項の掲載

2. 役員会は、ホームページの運用にあたっては、役員等および部員間で、できるだけ不公平 のないように努めなければならない。

第2条 管理者と運用情報

- 1. 役員会は、新しい年度(3月初めより翌年2月末日までをいう)が始まるまでに、ホームページの管理者(以下『管理者という』)を選出し、ホームページの運用を委託する。
- 2. 役員会は、管理者を、役員等および部員より選出する。但し、適任者が不在の時は、外部の第三者より選出することを妨げない。
- 3. 管理者の任期は、年度の始まりより年度の終わりまでとする。但し、再選を妨げない。
- 4. 役員会は、管理者を、その任期途中で解任することができる。その場合、役員会は、ホームページの運用に支障が出ない期間内に、新しい管理者を選出しなければならない。
- 5. ホームページの運用に必要な情報(以下『運用情報という』)は、役員会で管理、保持する。
- 6. 役員会は、運用情報を、管理者のみに開示することができる。
- 7. 役員会は、必要に応じて、運用情報を変更することができる。
- 8. 管理者は、役員会の承認を得て、運用情報の変更をすることができる。変更した内容は、 役員会に報告しなければならない。

第3条 運用母体と著作権、運用の費用

- 1. ホームページの運用母体は、役員会とする。
- 2. ホームページの内容は、役員会がこれを決定し、管理者は、その決定に従いホームページを運用するものとする。

- 3. ホームページ上のデータ(以下単に『データ』という)の著作権は、役員会に帰属する。
- 4. ホームページの運用に必要な費用はファイターズの会計より賄い、ホームページの運用によって得た利益はファイターズの会計に納入する。

第4条 情報の保持および提供

- 1. 役員会および管理者は、運用情報の第三者への漏洩を防ぎ、その保持に努めなければならない。
- 2. 役員会および管理者は、役員等および部員の個人情報(以下単に『個人情報』という)およびデータの紛失·盗難·破壊·改ざん·漏洩·外部からの不正アクセスを未然に防ぐための予防措置を講ずるとともに、万一の事故発生時には速やかに是正措置を実施しなければならない。
- 3. 役員会および管理者は、次の各号の場合をのぞき、運用情報、個人情報を第三者に開示してはならない。

利用者本人が、事前に当該利用者の個人情報の開示に同意した場合。

ホームページでの利用者の行為が、法律、条例その他の法規、一般社会的なルール、公序良俗に反し、ファイターズの権利や財産、運営を保護する上で必要と認められる場合。

人の生命、身体、財産に対して差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。 裁判所、警察、その他公的機関から、法律に基づいた正式な申し入れがあった場合。 その他関係法令に基づいて、役員会によって開示または公開が妥当だと判断した場合。

第5条 その他

- 1. このホームページ運用規則に定められていない事項に関しては、役員会がこれを決定する。
- 2. このホームページ運用規則の変更、改定、廃止は、役員会がこれを決定する。
- 3. このホームページ運用規則は、平成17年3月1日より施行する。

平成 17 年 3 月 5 日 Ver.1.0 制定